

歴史上の「阿部一族」事件

——殉死事件の真相と鷗外の「阿部一族」——

藤本千鶴子

はじめに

鷗外の「阿部一族」は「歴史其儘」の史実再現である、というのが通説になっているようである。が、その多くは鷗外の「歴史其儘」と歴史離れ」によりかかっている類推であって、吟味した史料に基づき史実究明の結果と作品とをくらべた上での結論ではない。主資料『阿部茶事談』そのままのところが多いにしても、鷗外はその中心主題をまるで変えているし、まして、『阿部茶事談』は一等史料でない(山から、それをもって史実そのままだと言うわけにはいかない)。

私は、すでに、歴史上の「阿部一族」事件について、殉死事件から一族全滅までの全体を調査しているが、紙数の都合で、それをここに全部記述するわけにはいかない。そこで、この稿では、発端の殉死事件に限って、史実と鷗外の「阿部一族」との違いを指摘してみたい。

鷗外が見たのより広範に細川藩その他の史料を探ってみると、歴史上の当殉死事件は、「阿部一族」とも『阿部茶事談』とも異なる姿をもって浮かび上がってくる。私はそれを一種の政治的事件と見

るものである。それをもって、作品「阿部一族」前半の十八人の殉死部分の特質と問題点を逆照射してみようとしている。もちろん、作品解釈の次元では、鷗外が見なかつた史料がどうであろうと問題ではなく、せいぜい依拠資料との比較までであるが、この試みは、作品解釈よりもさらに広い次元で、鷗外の「阿部一族」を相対化してみようとするものである。

なお、引用史料は次の通りである。(本文中の史料引用の表記は、読みやすくするため、句読点・返り点をつけ、かたかなをひらかなになおすなど、改めたところもある。)

【当殉死事件についての引用史料】

忠利公御家譜自寛永十六年至二十年 十七(小野武次郎景湛編、天明年中成立か、熊本大学寄託細川家永青文庫蔵。忠利殉死者の『先祖付』を主とし、『細川家記』も参照したもの。但し、阿部については、細川本『阿部茶事談』の抄引のみ。内藤と津崎については、『先祖付』の他に、細川本『阿部茶事談』の「茶話曰」も引用している。以下、「忠利家譜」と略称。)

熊本県史料 近世篇第一 (細川氏肥後入国後の書状等を編集した『部分御旧記』九十二冊のうち、藩主一族間の書状を収めた一か

ら十六までの翻刻。以下「県史料」と略称。）

藩譜採要（財津三左衛門永晟編、天保三年又は文政四年成立、森

下功氏蔵・永青文庫蔵。安永七年成立の『綿考輯録』の略本。）

光尚公御家譜自寛永十六年
至二十年三（小野武次郎景湛編、天明年中成立か、

永青文庫蔵。以下「光尚家譜」と略称。）

忠興公御以来御三代殉死之面々（大正一年興純写、鷗外文庫蔵。こ

れの親本、永青文庫本は紛失中。忠利殉死者の部分は、内容的に

は『忠利家譜』の抜書。以下「殉死録」と略称。）

山鹿語類（山鹿素行著、寛文六年序）

熊本県史料 近世篇第一 付録 主要人物略伝（以下「付録」と

略称。）

阿部茶事談（永青文庫蔵。注①参照）

【全般的状态・気風についての引用史料】

赤穂四十六士論（太宰春台著）

殉死者（西田直養著、永青文庫蔵）

駿河土産（大道寺友山著）

武家諸法度（徳川家綱、寛文三年口達）

士道要論（斎藤拙堂著、天保八年序）

明良洪範（真田増誉著）

明訓一斑抄（徳川斉昭著、弘化二年成立）

古老茶話（永青文庫蔵）

常山紀談（湯浅常山著、元文四年成立）

一 殉死の「掟」

鷗外は、忠利が殉死を許可した十八人はみな安堵して死に、忠利が許さなかつた阿部弥一右衛門一人に後難がふりかかってきたとし

た。その運命の分かれ目の大前提として、殉死には「掟」があったからだとしている。

殉死にはいっどうして極まつたともなく、自然に掟が出来る。どれ程殿様を大切に思へばと云つて、誰でも勝手に殉死が出来るものではない。（中略）是非殿様のお許を得なくてはならない。その許もないのに死んでは、それは犬死である。武士は名聞が大切だから、犬死はしない。

まず注目されるのは、慣習法を絶対的所与としていることである。歴史上は、当時は幕藩体制の確立期であつて、自然に「出来る」掟を、動かしたいものとして護持する時代ではなかつた。社会状況が変わるのに従つて、それに合わせて古いものを改め、あるいは新設した時代である。それは、徳川家光の多くの新政策のうち、武家諸法度の補訂一つを取つて、秀忠代のそれとくらべて見ても、明らかである（これは、家光が忠利に天下の政事を諮問し、その答申を採用したものである。△藩譜採要▽）。事を殉死に限つても、一方で世人の殉死賞讃や殉死者多数を誇る風潮があるとともに、その弊害に対して、寛文三年の幕令とその直後の厳罰とによつて殉死があつたとを絶つ以前にも、徳川家康をはじめとして、黒田如水・藤堂高虎・佐竹義宣・井伊直孝・徳川頼宣・徳川光圀・保科正之・鍋島光茂などは、家中殉死の禁止を図つた。こうしてみると、状況を可變的に設定しないところに、鷗外の思考の一特質が現われていることが照らし出されると思う。

次に掟の内容だが、一口に言えば、亡君許可制が厳しいものだといふことである。これも歴史の実情には合わない。

その第一の理由として、大名には参勤交替があり、家来は留守居衆・京大阪江戸詰衆・参勤お供衆と分かれるわけで、主君がどこで

死んでも、臨終の場にい合わせないために直々の許可が得られない者が出る。たとえば、三斎に殉死した興津弥五右衛門は江戸詰のため三斎の許可を得られなかったし、八殉死録Ⅴ、江戸で死んだ光尚に殉死した遠坂孫九郎や堀平左衛門は、熊本にいたため、「御骨奉_レ拜_レ」八殉死録Ⅴ、「道中にて御遺骨に参会、殉死の儀奉_レ告_レ」八殉死録Ⅴだったのである。

第二に、主君の病状によっては、家臣が殉死を願い出た時、許可能力がない場合がある。現に忠利の死因は脳卒中で、

○今日十四日、俄につまり候由、申越候間、驚、八代を末の下刻に罷出、熊本へ夜の四つ時令_レ著、越中（忠利）体を見候処、はや究申候。人をも見知不_レ申、目も明不_レ申体候。絶_三言語_二候。

（三斎から光尚あて）八県史料Ⅴ

とあるように、人事不省になった。正月十八日、三月九日の小中出血で「上気候て、右の手足なへ、舌内難_レ叶候」八県史料Ⅴという後遺症の間は、意識は確かであったが、三月十四日以後十七日死去までの四日間は、意識が回復したかどうか、ともかく、いつでも許可できるという状態ではない。また、光尚の場合は、「御供仕候と申上候えば、それはと被_レ仰候て、御逝去被_レ成候。」八殉死録Ⅴのごとく、肝心の許可か不許可かを言わずに絶命した。

第三には、こういう中で、タイミングよく許可を得られる者は限られていることである。忠利の時、許可の記述があるのは、近習三人だけである。すなわち、机廻りの内藤長十郎の「押かへし高声に申上候時、御目被_レ為_レ開、両度御うなづき被_レ成候。」八忠利家譜Ⅴと、近習役御毒味の橋谷市蔵の「御うなづき被_レ遊候。」八忠利家譜Ⅴと、御台所役人ではあるが「度々御前え被_三召出、咄等御聞被_レ遊_二」八宮永勝左衛門の「御免被_レ仰付_二候。」八忠利家譜Ⅴとである。外様

勤めの者は、上級武士の寺本八左衛門でさえ、「忠利君御大切に御極り被_レ遊、外様の者も御目見被_三仰付_二候節、御逝去被_レ遊候はば、御供可_レ仕と、御直に申上置候。」八忠利家譜Ⅴに見られるごとく、外様の者が面会を許された時点では、すでに一方的に「申上置_レくしかない様態になっていた。下級武士や退職者の場合は、「忠利君御逝去の時、殉死の儀、奉_レ願候処」の後に「御うなづき被_レ遊候。」の類の記述がなくて、すぐに、家老か光尚かの制止記事が続いている（宗像兄弟四人・田中・津崎）八忠利家譜Ⅴ。これは、身分柄、あるいは折柄によって、生前の忠利に面会できず、死後願い出たものと解される。大出血の翌日「十五日よりは、御家中不_レ残御花畑え相詰候。」八藩譜探要Ⅴとあるが、これをもって、何千人もの家臣全員が、頻死の忠利に御目見えできたとするわけにはいかない。中には、右田因幡のように、「忠利君御逝去の節、因幡儀、早速御供の覚悟に候段、御家老中聞付、（中略）差留_レ八忠利家譜Ⅴめた、つまり「勝手に」殉死の覚悟をしていた者までいる。

第四に、当の忠利の許可が絶対なら、後で第三者の家老や光尚が制止命令を出すはずがないのに、とめていることである。後述するが、殉死志願者一同に家老が待機命令を出し、光尚は制止した。たとえば、忠利に許可された橋谷は、鷗外の「掟」通りなら当然遺跡安堵の保証を得て死ぬはずなのに、実際には、「御うなづき被_レ遊候。光利君（光尚）より、再三御とめ被_レ成候て、御意を背候はば、跡式断絶可_レ被_三仰付_二八忠利家譜Ⅴという嚴罰主義の制止を受けたのである。これは、光尚の制止によって、忠利の許可が無効になったということである。忠利への殉死を「大死」にするのも「功」にするのも、忠利ではなく、実は、光尚しだいなのだということであって、これは、「我等罷下候上、よく承、其上にて可_三申付_二」（光尚か

ち家老あて)へ光尚家譜Vにも窺われる。

以上四つの点で、亡君許可制という殉死の掟は、一般的にも、当殉死においても、歴史の実情に合わないものだとと言える。

殉死の掟は、「歴史の必然」ではなく、テーマ構築上の必然的要請によって設定されたものであろう。何となれば、阿部弥一右衛門の意地を貫く悲劇美は、唯一人絶対不動の掟に反するという、極限状況の中でこそ輝くものだからである。だれでも勝手に殉死できたり、制止に背いて殉死しても大死にならない状況の中では、彼の不許可は、唯一固有の悲劇にはならない。

二 殉死事件の実態と原因

では、当殉死事件の実態はどうであったのか。その原因は何か。事件を時間的に眺めてみよう。

まず、忠利の時の人々の殉死日は、細川藩における、のちの三齋や光尚の時のそれとくらべて、異様に遅れて、しかもばらついている。『殉死録』によれば、三齋の時には、五人のうち三人(または四人)は初七日までに殉死しており、光尚の時には、十一人中七人が二日後に同時に同じ寺で切腹した。両時合わせて十六人中、十八日以上経って殉死した五人については、主君の死に場所と遠く離れていたため、家老にとめられたため、残務をすませたためという余儀ない理由があった。

殉死は、ふつう、「御中陰」(四十九日)へ阿部茶事談Vや「中陰の果の日」(初稿「阿部一族」)が、「殉死をする人達の冥途に旅立つ当日である。」と決まっていたのではなく、障害さえなければ、すぐに追腹するものであったらしい。それは、

○早速御供の覚悟に候段、御家老中聞付、(中略)差留(右田)

へ忠利家譜V

○早速切腹仕候覚悟にて、遺書等も相認候処、御家老中より色々留候事に付、段々延引(光尚に殉死した遠坂)へ殉死録Vの各文にも窺われる。一般的にも、

○その君長の死を見れば、立ろに即ち心乱れ狂を発し、踵を旋らさずしてその難に赴き、ただ死を以て義となし、復たその当否を問はず。へ赤穂四十六士論V

○思うけし主におくる時は、悲哀にたへず、やがて自殺することとなり。是を世に追ひ腹といふ。へ殉死考V
という風に、すぐあとを追って追腹するものであった。

ところが、忠利の時には、二十一人の志願者中、即日一人殉死して、それから一カ月間殉死者がなく、一カ月目に一人、三十九日後には八人が殉死し、その後もぼつぼつ殉死し、二人は殉死を思いとどまっている。これは何を語るか。

最後の殉死者と自称する田中意徳の「末期差上候願書」へ忠利家譜Vは、三カ月余にわたる十九人の殉死の経緯をあらまし語るものである。

○今度、私共、御供可仕、存立候処、御老中より、一応被得御誼候迄は、相待候様にと被仰渡、何も一同得其意、相待候き。然処、為三名代、堀平左衛門被下、御下国迄は相待候様にと被仰渡候を承、相残者共は、如何に存候哉、早先立申候。私儀は、御老中御留候時相待候以上は、今又御誼を相背候段、道に違候と、偏に奉存に付、私斗は、御下国を奉待請候。因茲、一昨十七日の御命日を幸と存立候処、又一昨日被為仰留候。其節は、乍憚、御請難申上候共、此時御請申上候はねば、最前守御誼を立候と存寄候処、徒に罷成候と存知、昨日も又、御誼

次第と御請申上候。弥其旨を相守、今少も相延申度候へども、さ候へば、妙解院様え奉_レ存寄_一候の処、何にも難_レ替存候に付、則只今存立、切腹仕候。(6月19日付)

これに他史料で補足しながら、殉死事件のなりゆきを詳しく追つてみよう。

まず、全体に殉死が遅れたのは、家老の待機命令に一同服したためだとわかる。名代堀の下国よりずっと前に切腹した者が二人いるが、これは二人とも家老の命令に背いたか、あるいは、太田が忠利死去と同じに切腹したので、家老が驚いて一同に待機命令を出し、初命日に死んだ内藤はそれに背いたかであろう。太田が十八歳、内藤が十七歳、いずれも近習だから、若者の一途さ・血氣を思わせる。因みに、『阿部茶事談』の「茶話曰」には、内藤が切腹の直前「此中、心遣に、草臥たり。」と言って昼寝したと語り伝えているが、この「心遣」や「草臥」とは、一か月間の家老の制止とのやりとりを反映したものであろう。制止に背く切腹であるため、遺族のことも心配だったものと思われる。家老の制止が、三十九日もの長い間、比較的よく守られたのは、「留申にては無_レ之、於_三江戸_一光利君被_レ遊_二御聞_一候迄、待候様に」(寺本)へ忠利家譜Vというとめ方が功を奏したのであろう。殉死志願者としては、とめられるのでさえなければ、光尚に公認された殉死がいいに決まっている。このとめ方はしかし、殉死志願者の光尚への期待となる。

さて、その光尚は、

○廿五日、遠州浜松にて、御逝去の段被_二聞召_一、甚御仰天御愁傷、もはや御下国被_レ成間敷思召候処、興長州より言上の趣も符合いたし候間、御引返し、江戸より堀平左衛門被_二差下_一、尊骸御火葬可_レ仕旨、被_二仰下_一候に付、四月廿八日(中略)御火葬有_レ之候。

△藩譜探要V

○越中様御供可_レ仕と申出るも在_レ之之由、其聞候。我等罷下候上、よく承、其上にて可_二申付_一様に候へ共、我等御暇いつ可_レ被_レ下も不_レ存候。さ候へば、余延廻候間、我々江戸へ着候上、急度使者を差上せ、其節口上に可_レ被_レ遣候間、それまで差留可_レ申候事。(3月29日出し、4月7日着、家老あて)へ光尚家譜V

とある。光尚自身は下国せず、家老に名代下国まで待機命令を出させ、次いで、名代堀に口上を伝えさせた。それまで待っていたのに、四月二十六日に八人どっと切腹し、その後も切腹が続いているのは、名代堀が火葬指揮の二十八日以前に着いて、おそらく二十六日に光尚の口上を伝えたからであろう。その口上の内容が殉死志願者の期待に反するものだったから、堀の命令に背いたのではないか。口上の内容は、

○御意を背候はば、跡式断絶可_レ被_二仰付_一旨に候へ共(橋谷 4月26日死)へ忠利家譜V

○追腹の儀無用可_レ仕旨、光利君より被_二仰下_一候由(寺本 4月29日死)へ忠利家譜V

○光利君江戸より段々御懇の御意を以、御制止被_レ遊候に付、御請申上候へども(宗像兄弟 5月2日死)へ忠利家譜V

○光利君より、御供仕候よりは、存命にて勤上候儀忠節と被_二思召上_一旨にて(田中 6月19日死)へ忠利家譜V

というものである。当時の光尚は、基本的に追腹「無用」論者であったとみてよい。そして、堀の口上は、「御下国迄は相待候様に」と言っただけでなく、もっと具体的に、脅したりなだめすかししたりの制止命令を伝えたのである。おそらく、殉死への意志が容易にはとめきれぬほど強いから、せめて光尚下国まで待てと言ったのであ

らう。

それに対する殉死者の反応は、

○御請不_ニ申上_一、切腹仕候。(橋谷)ハ忠利家譜V

○御請難_ニ申上_一とて、切腹仕候。(寺本)ハ忠利家譜V

などに代表され、中には、宗像兄弟四人のように、

○光利君(中略)御制止被_レ遊候に付、御請申上候へども、忠利君御大恩の程、いづれも存生に難_レ奉_レ報、切腹仕候へば、光利君御意を背申候。依_レ之、兄弟四人申談、兄兩人は妙解院様御供仕、弟兩人は存命、光利君に御奉公可_ニ申上_一と決候へ共、弟共承引不_レ致候を色々論し候てハ忠利家譜V

という苦肉の策まで生じた。それらが、先に見たような、雪崩のごとき切腹となった。堀がとめ得たのは、田中と宗像兄弟のうちの弟兩人のみである。

そして、いよいよ家督の済んだ光尚が、六月十六日に熊本に入城するハ藩譜採要V。田中は十七日の命日に殉死したいと願い出るが、「又一昨日被_レ為_ニ仰留_一」たので、やむなく「十九日に小脇差を腹に突立居候て、切腹の御暇」を強請し、唯一人光尚の許しを得て死んだハ忠利家譜V。殉死無用論者の光尚の「御意」に完全に従ったのは、結局、宗像兄弟の中の弟兩人だけで、十九人はみな光尚の「御意を背」いて切腹したのである。もし、このうち光尚の考えが変わらなかつたら、田中はよいとして、残り十八人は当然「跡式断絶」となるはずであった。鷗外の言う「犬死」である。光尚が寛永二十年二月に建立した妙解寺には、忠利廟を中に、左右に光尚廟、忠利正室廟があり、それを忠利殉死者十九人と光尚殉死者十一人の墓と鶴の墓とがとりまいて、こういう名誉もあり得ぬはずであった。

ところが、光尚は、態度を百八十度変えて、寛永十八年の「七月」(橋谷)、「八月」(内藤・宗像兄弟)ハ忠利家譜Vには、正式に殉死と認め、相続を許した。とは言っても、「親八左衛門儀、光利君御意を背、追腹仕候に付、跡目被_ニ仰付_一間敷候得共、御不便に被_ニ思召_一(寺本)ハ忠利家譜Vと、恩きせがましくではあるが。つまり、原則からすれば「跡目被_ニ仰付_一間敷」死に様であった、それに相続を許したのは、破格のお情である、ありがたく思えということである。

殉死者の運命は、殉死を願い出た三月中旬から、めでたく相続を許される八月までの半年間、どちらへころるか予断を許さなかつた。当殉死事件の実態とは、光尚の命令に背いて忠利に追腹しても、犬死とならず功とされたということである。このドラマの主役は、忠利対阿部弥一右衛門ではなく、光尚対忠利殉死志願者二十一人だということになる。両者の長期にわたる葛藤と、その終焉のし方のダイナミズムの底には何があつたのか。その原因を探ってみよう。

光尚の命令に背いても忠利のお供をするわけは、第一に、光尚と殉死志願者との殉死観の違いにあると思われる。

光尚は、前述のように追腹「無用」論者である。「御供仕候よりは、存命にて勤上候儀忠節」と考えるのは、彼岸奉公より此岸奉公を役に立つと考えることであり、忠利個人への報恩より、お家への忠節を要求することである。これに、「跡式断絶」という厳しい制止を思い合わせれば、積極的には殉死を不忠と考えていることになる。これは、徳川家康の殉死観、

○其節江戸老中より上意を以、急度御差留可_レ被_レ遊義也。(中略)此殉死と云事は、古来より有義なれ共、何の用にも不_レ立義也。夫程に主人の義を大切に思ふならば、いよいよ身命をなげうち、

能奉公いたし、若、自然の義も有^レ之節は、肝要の用に立て相果可^レ申との心がけ有てこそ尤の義なるを、何の用にもたためぬ追腹を切て死ぬるとあるは犬死と云ふもの也。畢竟は主人がうつつけ故の義也ぞ。△駿河土産▽

をはじめとして、殉死を「不義無益」△武家諸法度▽、「徒死」△赤穂四十六士論▽、「孟子のいへる不義の義」△士道要論▽などとす、支配者の功利主義から考案された近世士道の殉死観と同じ立場に立っている。それが、光尚の儒学の教養から出た信条であったか、幕府への追従であったか、あるいは家臣支配上のかげ引きであったかは、不明である。

それに対して、殉死志願者の方は、「忠利君御大恩の程、いづれも存生に難^レ奉^レ報」(宗像兄弟)△忠利家譜▽、「妙解院様え奉^レ存寄^レ候の処、何にも難^レ替^レ存候」(田中)△忠利家譜▽、「泉下の尊君に仕へ奉る」(内藤)△忠利家譜▽のごとく、此岸奉公より彼岸奉公を厚い報恩と考えている。それは、忠利個人から受けた大恩は、代々の主君に奉公しても報恩にはならず、忠利個人に報いるべきものだと思えるからである。忠利の恩への感激は、光尚への不忠にも、自分の命にも、「跡式断絶」による妻子眷属の困窮にも、「何にも難^レ替^レ」いものと考えているのである。ここには、主家の優待をねらった「商腹」△明良洪範▽の余地はなく、譜代の先祖たちの討死に負けないようにせめて殉死するという「義腹」△明良洪範▽もない。言うならば、「情腹」とでも言うべき動機が共通している。こういう主従関係の原理、すなわち、筋目よりも個人の恩義を行動原理とする主従関係は、織豊時代に最隆盛の戦国武士道の遺風である。光尚と殉死志願者との、新旧の意識は、まっとうから対立している。「光利君御意を奉^レ背儀に候へども、御請難^レ申上^レとて、切腹仕候。」

(寺本その他多勢)△忠利家譜▽ということにならざるを得ないのである。

だが、殉死観が階級的に対立していても、忠利が家康その他のように、生前全家中に殉死を禁令していれば、十九人もがそれに背きはしなかっただろう。そこで、第二には、制止者が大恩ある忠利でなく、恩のない光尚だから背いたということが考えられる。

殉死者にとって、忠利の恩とは、父祖浪人の辛酸をなめているところを忠利に召し出され、一族郎等の命をつなぐことができたことであり(太田・橋谷・野田・本庄・右田・田中・津崎・伊藤・原田)、百姓から召し出されたり(林)、子や弟ともども加増されたことであり(大塚・寺本)、ある場合は、「一命を助けられ」たことであり(大塚・寺本・宗像兄弟)、また、料理武具金銭衣服などを御前でもらったことであり(大塚・野田・寺本・太田・右田・林)、宅へ腰かけていただいたり、御前で懇ろのことばをかけられたり、膝を枕にされたことであった(橋谷・内藤・野田・本庄・林・宮永・右田・寺本・宗像・田中・津崎)△忠利家譜▽。

それに対して、光尚にはだれも具体的な恩を受けてない。なぜなら、光尚は「証人」(人質)として江戸で育ち、寛永十六年「光利君初て御下国の御暇給はり、(中略)尤、一昨冬天草一件に付、俄に御下国有^レ之、御規式も無^レ之、此節被^レ改、(中略)有馬御凱陳并御入国を祝し」△藩譜採要▽のごとく、接触の機会がきわめて少なかったからである。光尚は、先代の嫡子という筋目ではあっても、まだ恩義のない主君である。

そして、筋目よりも恩の厚薄が命令への服従と拒否とを決定したことは、次の例にも窺われる。

○因幡儀は、先祖以来、松野半齋方え疎意不^レ存訳の者ゆへ、御

供の儀存とまり候様、半齋手前より可三申聞旨、御家老中より内意の由にて、因幡を半齋宅に呼、色々申聞候得共、御厚恩の儀に御座候らへば御供存立候、とまり候儀成三不申一段申候て、罷歸候。

△忠利家譜▽

松野半齋は大友宗麟の子である八付録▽。右田はその大友氏譜代の臣で、大友氏滅亡後浪人し、忠利に召し出された八忠利家譜▽。二君に仕えた彼は、そこで、先祖代々義理ある主筋の命令をば拒否し、厚恩ある忠利に報恩したのである。

全国的にも、筋目より個人的恩義を行動原理とする気風は続いていた。たとえば、三年余り前の島原出陣で、九州の武士が幕府上使の命令に従わないことに対する、大久保彦左衛門の意見を見よう。

○心を一つにして、箇様に大勢能地に取込む上は、中々、内膳・十蔵如き小身者、人の者を召使候ては、下知に付がたく、我主さへ悪き主には付がたし。況んや人のものをや。△明訓一斑抄▽
これは、当時の武士の気風が、上使という名目上の権威だけでは、小身者が陪臣を命令に従わせることができず、また、筋目の主君でも、支配者として不器量では命令に従わせることができないものであったことを語るものである。

光尚は、そういう領国の家臣の戦国的気風に対して、認識不足であった。忠利になついている家中は、光尚にとって、まだ「人の者」である。当時四百石取り八付録▽の堀を名代としたのも、重任の割には「小身者」であるから、島原の乱の上使の人選の誤りと同様、光尚の人選の誤りである。これでは、忠利寵臣団を支配することはできない。光尚が殉死を制止するためには、何よりもまず、彼自身はまだ殉死志願者に恩を与えていないことを、強く認識すべきであった。

そこで第三に、殉死制止のしかたは、大局的には、代替りにおける家臣団の再編成の成否に關つてくるものだと考えられる。

江戸初期の代替りは、後世、幕藩組織が完成して、主君個人の器量なくして支配できる時代とは違って、器量ある先代を慕い、劣れる嗣子になつかない傾向が、織豊時代から続いていた。それは、

○其方（黒田長政）を、我等（如水）程に、家中の者思ひ不付、いつまでも我等世にあれかしと思ふ。△古老茶話▽

○慶長十九年、黒田孝隆入道如水、病重く成て、子の甲斐守をよび、（中略）今我死ば、我士はいふにや及ぶ。汝が士大将より士に至るまで、悲みなげくべし。汝死して我ながらへたらば、誠に大なるさかしまごとなれども、如水おはしますとて、力をおとす士有るべからず。是、人のなづき従ひて、我に服する事、汝に勝る其一つなり。△常山紀談▽

○加藤肥後守忠広、或夜物語に、吾は大力ありかしと思ふ也。重き甲二領重ねて軍に出ば、恐ることあらじと云れしを、飯田角兵衛つくづくと聞き、先殿（清正）物具一領にて数十度の戦に終に手負せ候はず。（中略）国中の民を撫育し、諸子よくなつき従ふ時は、（中略）三軍の着たる物具は、皆大将の一身に重ね着たると同じ事に候。（中略）臣は力を好ませ給ふ事然るべしとも存じ候はずと申て退出しける時、先殿にはいかでかくまでおとり給へるとて、声をあげて泣けるとぞ。△常山紀談▽（寛永9年忠広改易、細川忠利肥後拝領）

などの諸文に窺われる。そういう、代替りがスムーズにいかない時代に、たとえば、池田利隆の殉死の制止のしかたは、先代家臣団を当代家臣団に組み替えるにあたって、戦国的気風のみこんだ、心にくい留め方であった。少し長い引用する。

○国清公（池田輝政）世を下らせ給ふ時（慶長十八年）、（中略）
 さまあるべき事なり。されども、我、士の主には成がたきを見す
 てて、先代の供をしたらんには、人々思ふ様も、玄札は先殿の志
 をも知り、寵愛に遇たる身の、よくよく今の嗣は劣り果たる故、
 供して死したるならんといはんには、今までの士、一人も我に心
 服する者あらじ。我は独夫と成りはてん事自前なり。我を独夫に
 して、それを忠とも義とも思ひなんには、とく死して御ん供
 申べし。強て我おし留むべきや。我は汝が死するに依て、士の主
 には成る事あたはじ。只とく死ねよと仰られければ、玄札涙を流
 し、存じよらぬ事を承り、誠に進退究り候と申し、（中略）玄札
 とかくいはで、暫ありけるが、仰の趣承り候ひぬ。士ほどの者が、
 刀を腹に突たてながら、さて止べきには候はねども、只今の御ん
 詞によりて、恥をしのびて、人に後指をさせられ候とも、ながらへ
 罷在べしと申ければ、さては我、士の主なる事を得たり。汝が忠
 義比類あるべからず。よくいたはりてと仰せられ、内に入らせ給
 ひけり。△常山紀談▽△明良洪範▽もほぼ同文）

これは、先代と自分との個人的関係しか念頭にない殉死志願者に対
 して、より広い視野から、嗣子が先代の家臣団を心服させ得るか否
 かは、お前の進退一つにかかっているのだという、戦国的名譽心を
 くすぐる殺し文句で制止した例である。こういう種類の「御ん詞」を
 最も有効に駆使したのは戦国武将で、その二代目、三代目と下るに
 従って、人心収攬術は下手になる。それは、家臣側から見れば、今
 の嗣子は先殿に劣るといふ批判になり、家臣団は心服しないことに
 なる。光尚の制止のしかたは、自身下国して、ありがたい「御ん詞」
 をかけなかったために、代替りにおける家臣団再編成に失敗したも
 のと言える。それは、光尚の世代的限界によるものでもある。

第四に考え合わせられるのは、家中の世論が殉死賞讃の雰囲気
 あったことである。

○御侍中追々殉死相願、御免御座候え共、勝左衛門儀一番にて候
 よし。（宮永）△忠利家譜▽

○此人へ殉死を致さずと云ふて、其家中あしく云けるも多かりし
 ものなり。（加々山権左衛門。忠利に百石で召し出され、度々加
 増、寛永十七年都合三千石。△付録▽）△山鹿語類▽

さらに、『阿部茶事談』もその一般的雰囲気を伝えているとすれば、
 ○潔く殉死して、泉下に奉報、御高恩君臣の義を全す。

○五助が辞世とて、其頃人の取はやしける歌に、家老衆のとまれ
 とまれとおしやれどもとめて留らぬ此五介かな（「茶話日」）

○いかに御免なきとて、一途に御供と存極る殉死ならば、腹を
 切べきに、（中略）など、悪口のみ評判して、狂歌落書など人
 の口に乗ければ

などの例がある。閉鎖的共同体の中での集団心理から言って、この
 雰囲気は、光尚に背いても殉死する要因になったであろう。また、
 光尚としては、下国してみれば、家督後初めての命令は背かれ、家
 中全体が「抜駆」の殉死賞讃の雰囲気にあつたとすると、譲歩しな
 ければ今後の政治がしにくい。そこで、「光貞君御事は、いまだ御
 若年に被_レ為_レ在候間、万事心を付、補佐致候様。（中略）殉死奉願
 候面々の儀も、重々の御意有_レ之候」△藩譜探要▽とある忠利の遺言
 による家老の補佐もあつて、たて前として、光尚が「御不便」をか
 けられるが故に相続を許すのだということにして、離れかけた人心
 を掌握しようとしたものであろう。

以上、当殉死事件は、忠利寵臣団（旧思想の勢力）と嗣子光尚
 （新思想の勢力）との力関係によって長びき、家中の世論のバック

アップもあって、光尚の譲歩という形でけりがついた事件だとまとめることができる。歴史的には、江戸初期の代替りにおける、家臣団再編成の一形態として、位置づけられる。先に政治的事件と言ったゆえんである。

三 「阿部一族」前半の特質と問題点

右に考証した殉死事件と、鷗外「阿部一族」の前半殉死部分とは、全体的印象の違いから言えば、歴史が動的であるのに対し作品は静的であり、歴史が社会的・政治的であるのに対し作品は個人的・心理的であると言える。作品「阿部一族」のそういう特徴の原因を、要素に分けてみるなら、次の三点に代表されるだろう。

第一には、時代の特殊性を写していないことがあげられる。歴史上の江戸初期の社会状況は、残存する戦国的気風と治国的支配法とが、階級的に二重構造をなして、せめぎ合っていた。ところが、鷗外はそういう過渡期特有の動的な社会状況を、時代背景としてとり入れていない。殉死の「掟」に代表されるように、自然にできている掟を動かし得ない時代だとして設定している。

第二には、政治性の排除があげられる。歴史上は、代替りには軋轍があつて、光尚と忠利寵臣団との政治的力関係が、殉死の制止と背命という形で、端的にあらわれた。ところが、鷗外は、改稿に際して、『殉死録』で、光尚介入による制止と背命の紛糾の記事を見ただけを護持したのである。忠利とその寵臣との関係なら、なるほど、「足を戴」いて涙ながらに願ひ出る者に対し、「勢已むことを得」ず許したという、個人的・心理的要因でおさまる。光尚という異質者が介入すれば、それだけではおさまらない。個人的・心理的原因

以前に、まず全員が共通に、時代の社会的・政治的原因にさらされる。鷗外は、『殉死録』から帰納して、初稿とは別のテーマの下に再構成するという実証的方法はとらなかつた。もしそうしたならば、殉死事件だけでも、一篇の政治小説になり得たであろう。鷗外は、政治の力学を作品から排除し、心理小説を守つたのである。

第三には、時間が止まっていることがあげられる。歴史上は、殉死の願ひ出から相続を許されるまでの半年間揺れに揺れ、細川藩上下に不安と混乱をもたらした。鷗外は、『殉死録』によって、三月十七日から六月十九日まで三カ月余にわたるそれぞれの殉死日を補訂したが、その遅れとばらつきの原因は削つた（『殉死録』には田中の願書も記載されている）。そして、漫然と殉死日を並べ、三カ月間、何ごともなかつたとした。そこには、歴史的時間のダイナミズムが欠如している。

歴史上の殉死事件の考証をもって、鷗外「阿部一族」前半の殉死部分を照射するなら、右のような特質と問題点が明らかになる。これら三点が、文学として問題となるのは、個人的・心理的原因だけでなく、その背後に、歴史的・社会的・政治的原因を置いた方が、歴史小説を、動的で、より豊かな、奥行きのある作品にするだろうと考えられるからである。むしろ、そうすれば、短編小説にはおさまらないだろうが。

もはや、作品「阿部一族」が「歴史其儘」の史実再現でないことは明らかであろう。言うまでもなく、作品「阿部一族」は、歴史著述ではなく、鷗外の独特な発想におもしろみがあるのだから、歴史学のような「歴史其儘」を要求しなくてよい。が、従来、歴史と小説とを自由にすりかえて読む傾向もあつたように思う。「阿部一族」には、むしろ、鷗外の言ういみの「歴史其儘」とは別の原理の方が

大きく働いていて、右にあげた三つの問題点も、そこから生じていると私は思うのである。

まず、時間的にも空間的にも不動の状況設定をしたことが、作品に沈静の雰囲気をもたらしていることが注目される。なぜ鷗外は、十八人の殉死が、内に沈痛を含みつつも外側はあくまで安堵と平静のうちに進化したとしたか。それは、阿部弥一右衛門の異常な殉死を際立たせんがためである。阿部だけの性格悲劇とするためには、十八人の殉死にそれぞれのドラマがあっては焦点がぼけるから、光尚の介入による紛糾は削ったのである。背景として、不動の「掟」を設定したのも、両者の対比をくっきり出すためである。このように、人物を対比的に描くのは、平面的な描き分けであって、立体的にからみ合わせる描き方ではないが、それはそれとして、作品「阿部一族」の前半は、阿部弥一右衛門の性格悲劇という中心主題の伏線として、大体において意識的に構成された作品である。

「大体」と言ったのは、その意識が、初稿においては強いが、改稿された定本には、細部にゆるみもあるからである。初稿の性格は、『阿部茶事談』を自己のテーマに組みなおしたもので、芥川らの歴史小説に近いテーマ小説である。ところが、『殉死録』を見て、鷗外の心にジレンマが生じた。『殉死録』が、初稿のテーマとは別のドラマをもっているからである。そこでとるべき道は二つに一つであった。『殉死録』をもまた、『阿部茶事談』の場合のように、自己のテーマに資するように意味づけたり、背馳するものは大胆に切り捨てるか。あるいは、初稿のテーマを捨てて、『殉死録』から新しいテーマを抽出し、別作「阿部一族」とするか。実際に改稿されたものは、ややどっちつかずだが、前者の方法に近い。すなわち、初稿の中心主題をそのまま残し、『殉死録』による補訂はなるべく少

なくしたもののだが、多くを削るには未練があつて、テーマと矛盾するところもある作品となった。たとえば、宗像兄弟四人のドラマは思い切つて削つたのに、田中が六月十九日に小脇差を腹に突き立てて光尚の許しを得て死んだことは削り残したことである。五月七日以後、阿部の他に一人でも生きのびている者がいては、命を惜しむという悪評が、阿部一人に対する痛烈いやがらせではなくなってしまうし、なぜ阿部は田中のようにしないのかという疑問も、作品内部に残ってしまう。そして、こういう統制のゆるんだ並存が改稿によって生じることは、「興津弥五右衛門の遺書」の改稿の場合⁽²⁾と同じである。

「阿部一族」は、まだ、のちの「栗山大膳」ほど、「歴史其儘」に重心を移していない作品である。それにあえて「歴史其儘と歴史離れ」をあてはめるとすれば、初稿が「猥に変更」したもの(テーマ小説)であつたからこそ、新史料を見た時、「史料を調べて見て、其中に窺はれる『自然』を尊重する念を發した、そしてそれを猥に変更するのが厭になつた。」という気持ちも生じた、一方自己のテーマも捨てるには惜しいので、全面的改稿はせず、細部の補訂に留めた、と補つて解釈すべきではないだろうか。そして、テーマが新史料『殉死録』と背馳するのは、鷗外のテーマが、基本的に非歴史・非政治的なものだからである。そのさらに根本の原因としては、鷗外の思考自体に問題があると思われる。

なお、残された課題としては、阿部弥一右衛門の殉死の位置づけについて、殉死者遺跡相続問題について、阿部権兵衛の狼籍事件の意味について、阿部一族籠城の意味について、討手の選定と賞罰のしかたについてなど、作品と史実とを比較してみるべきことがある。

緊急の訴えとお願い

—— ベトナムの状況をめぐって ——

ベトナムでの北爆再開，南ベトナムでの虐殺・弾圧など，非人道的な状況を黙視することができない私たちは，とりあえず，日本文学協会委員会名で，次の抗議電報をニクソン大統領宛に打ちました。

しかし，これはとりあえずの意志表示であり，一学会の委員会の枠内にとどめるべきことがらとは思えません。

私たちは，この四項目の要求にご賛成の文学研究者の署名をできるだけ多く，かつ早く集め，改めてその連名で要請文をニクソン大統領宛に送りたいと思います。

なお，これに必要な若干の通信費・印刷費に加えて，できれば，ベトナム人民の緊急な要請（血清供給，病院建設等）にこたえ，カンパもしたいと思えます。いくらでも結構です。応分のご協力をお願いします。これらの会計については，すべて協会経費とは別途にして，後刻その明細は御報告します。

1972年12月25日 日本文学協会委員会

校正の段階で，和平協定仮調印のニュースを聞いた。私たちは停戦を喜ぶが，しかし，考えて見ると，ベトナム戦争はもともとアメリカがジュネーブ協定に違反して始めたものである。協定成立で安心するわけにはいかぬ。私たちは監視を続けねばならぬ。また，支援カンパは続けねばならぬ。あえて，「訴えとお願い」を，このまま掲載する。（会務委員）

尚，12月30日付で打ったニクソン宛電文は次のとおりである。

MR. RICHARD M. NIXON
PRESIDENT OF USA, WHITEHOUSE
WASHINGTON DC

WE OF THE JAPANESE LITERATURE ASSOCIATION
IN THE NAME OF EXECUTIVE COMMITTEE EXPRESS
OUR WILL TO THE PRESIDENT NIXON OF THE USA
AS FOLLOWS. 1) WE DEMAND YOU IMMEDIATELY
SIGN THE AGREEMENT REACHED WITH THE DEMO-
CRATIC REPUBLIC OF VIETNAM. 2) WE STRONGLY
PROTEST YOU FOR YOUR INHUMAN RESUMPTION
STRENGTHENING AND EXPANSION OF BOMBARD-
MENT AGAINST NORTH VIETNAM AND DEMAND YOU
TO STOP IMMEDIATELY ALL WAR ACTS INCLUDING
THROUGHOUT TERRITORY OF VIETNAM. 3) WE DE-
MAND YOU TO PUT AN END TO THE REPRESSIONS
BEING CONDUCTED BY YOUR ADMINISTRATION
AND THE SIGON REGIME IN SOUTHVIETNAM. 4)
WE DEMAND YOU TO STOP SUPPORTING NGUYEN
VAN THIEU.

PROFESSOR SHIGEO MORIYAMA
REPRESENTATIVE COMMITTEE OF THE
JAPANESE LITERATURE ASSOCIATION,
TOKYO

〔付記〕 細川藩の史料については、熊本大学寄託「細川家永青文庫」の閲覧・撮影のため熊本大学教授森田誠一氏に御尽力を仰いだほか、史料調査にあたっての市立熊本高校阿蘇品保夫・県立熊本高校森下功阿教諭の御協力など、数々の御好意と御教示に導かれたしあわせを深く感謝したい。

注(1)

(2)

拙稿「鷗外『阿部一族』の主資料『阿部茶事談』の性格」
『近世・近代のことばと文学』昭48・1）
磯貝英夫「鷗外歴史小説序説」『文学』35巻11号）

（ふじもと・ちずこ／広島大学大学院）